

**市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の
推進・充実を図る施策について**

(答 申)

令和元年9月26日

ふじみ野市社会教育委員会議

目 次

1	市民と行政の協働を基盤としたまちづくりの推進について・・・・・・・・・・	1～2
	(1) 市民参加・協働が求められる今日的な背景	
	(2) 協働を推進する上での市民・行政の役割	
2	市民と行政の協働推進に向けた国の取組について・・・・・・・・・・	2～4
	＜人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的方策＞	
3	社会教育委員会議答申における市民と行政の協働に関わる視点について・・・・	4～7
	◇「3 ふじみ野市における社会教育の在り方について」	
	(3) ふじみ野市における社会教育の資源（「人材」「事業」「施設」の活用）	
	◇「4 ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について」	
	(2) これからの社会教育活動のアクションプラン（概念図2）	
	(3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割（概念図3）	
4	市民と行政の協働を推進していくための社会教育行政施策について・・・・	7～12
	◇ アクションプラン1	
	施策1 マルチステージに対応する学びの構築	
	施策2 「Society5.0」に対応した新時代の学び『学校 Ver3.0』の推進	
	施策3 市民協働の基盤となる公民（市民）意識の涵養	
	◇ アクションプラン2	
	施策4 市民協働の人材を育成する市民大学・高齢者大学等の学習活動の充実	
	施策5 まちづくりに関わる地域人材の登録制度の確立	
	◇ アクションプラン3	
	施策6 地域課題解決に対応した学習講座の充実	
	施策7 まちづくりの核となる地域協働学校の推進	
	◇ アクションプラン4	
	施策8 円滑な協働推進のための市民・行政のネットワークの構築	
	施策9 「学び」と「活用」の循環を目指す学びの場のネットワークの形成	
	◇ アクションプラン5	
	施策10 地域の社会教育資源の掘り起こしと活用の推進	
	施策11 郷土愛を育む地域の歴史学習と文化の創造を促す活動の充実	
	施策12 社会教育の充実に取組む専門家の育成と推進チームの形成	
まとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

令和元年 9月26日

ふじみ野市教育委員会
教育長 朝 倉 孝 様

ふじみ野市社会教育委員会議
議 長 斎 藤 宏

市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について
(答申)

令和元年6月27日付、ふじみ野市教育委員会(ふ教社第382号)から諮問を受けました
標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

1946年に現代のコンピュータの原型であるENIACが米ペンシルベニア大学で作られ、1969年には米国防総省のARPANETでパケット送信が始まり、これがインターネットへと発展していきました。技術の進歩は、わずか60年ほどで現代の誰もが、どこでも使える、しかもどんな道具にも接続する、人と物のネットワーク(IoT:Internet of Things)へと発展してきました。更にAIの研究成果も加わり、Society5.0の社会が始まりました。

Society5.0の社会では生活環境にも変化が起こりますし、AI機能も組み込まれて、私達の仕事のやり方も変わっていきます。やりたい事に対する自由度が増し、自分のやりたい複数の事を一生の中で経験出来るようになります。これがマルチステージの時代です。

マルチステージの時代に生きるには、それなりの準備が必要です。それが教育です。これは今までの学年制度のK-12ではなく、生涯学習を意図し、リカレント教育をも含めたK-16という考え方です。このような時代に対応する教育を、“学校Ver.3.0”といいます。

“学校Ver.3.0”では、これからの学校教育ではAIやIoTに変わることができない人間ならではの能力を開発していくことが重要になります。そのため、学校教育、社会教育、家庭教育の各々の分野が独立して活動するのではなく、三者が協力し合って活動する必要があります。更にこの活動には教育行政に加えて、市民やNPO、企業、団体等の参画が大変重要になります。

今回の答申では、前回の答申“今後の社会教育のあり方”をどう具現化していくかについて、国、県、市の政策に加えて、上述しました社会の変化にどう対応するかを考え、専門委員会を設置して調査・研究・検討を行い、今後の活動の大方針を12の施策としてまとめました。

是非これら施策の実行計画を策定し、市民と行政の協働により進めて行かれることを期待しております。

令和元年 9月26日

ふじみ野市社会教育委員会議
議長 斎藤 宏

1 市民と行政の協働を基盤としたまちづくりの推進について

(1) 市民参加・協働が求められる今日的な背景

「協働」とは、辞書によると「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。」とあります。つまり、二つ以上の主体（例えば、市民・行政）が、「同じ目的」に向かって、「協力」しながら、進んでいくことと解することができます。

近年、「協働のまちづくり」が多くの自治体で行政施策の中核として位置づけられ、市民・行政・企業等の協働推進の有り様が重要視されており、本市においても、平成29年10月に『ふじみ野市協働のまちづくり推進指針』～みんなで創るふじみ野～が策定され、市民と行政の協働の必要性が提起されています。

この『ふじみ野市協働のまちづくり推進指針』策定の背景として、平成17年10月に「ふじみ野市」が誕生して10年余りの月日が経過する中で、若い世代の人口の増加、NPO法人や市民活動団体などの地域活動の高まりなど、「まち」としての活気が生まれ、成熟した11万人規模の「まち」の様相を呈してきていること。社会情勢としての少子・高齢化は本市においても確実に進行しており、福祉、教育、環境、防災、防犯など広い分野で地域社会の課題が存在していること。人口集中による都市化に伴う生活様式、生活意識、家族制度の変革などにより、市民の地域社会に対する関心の希薄化が指摘できること。さらに、十数年後に予測される人口減少などの課題への対応、厳しい財政状況の中で持続可能な市政運営を行うには、地域課題の解決に向けて市民と市が一体となって共に汗を流し、地域を創る『協働のまちづくり』を進めていくことが必要になっていることを挙げています。

確かに、以前のように財政が潤沢で豊かな時代の「まちづくり」は、あらゆる公共サービスを行政が担い、市民はそのサービスを享受するといった「公助」によって展開されてきました。しかし、今日のように地方分権の進展に伴い年々財政状況が厳しさを増している中にあっては、市民にとって「魅力あふれるまち」を築いていくためには、そこに居住する市民一人一人が地域を知り、その地域に愛着をもってよりよい「まちづくり」のための活動に主体的に関わろうとする参画意識の醸成が重要な課題となります。社会教育の役割として、市民と行政の協働による活動をどのように計画・実践し、市民意識の向上を図ることができるか、有効な施策づくりが問われています。

(2) 協働を推進する上での市民・行政の役割

私たちの郷土「ふじみ野」が、この先、ずっと安心して住み続け、暮らしていけるまちであってほしいと願うのは、市民の誰しもが思うことです。そのような「まちづくり」で重要なことは、自分たちの身近な問題については、その地域に居住する市民が主体的に改善・解決に向けて関わり、自分たちの力が及ばない問題については、行政に働きかけをして解決を図っていくといった考え方を市民一人一人が意識化する必要があります。地域コミュニティが希薄化する中で、今日の市民活動に対する社会的認知度は決して高いものではないが、自らの生活する地域をよりよいものにしていくためにも、自治活動やボランティア活動等への理解を深め、まちづくりに積極的に参画しようとする公民（市民）意識の涵養は、ひじょうに重要な視点であると捉えます。

行政の役割としては、これからの「まちづくり」においては、市民と行政の双方の特性を踏まえたうえで、信頼と適切な役割分担によるパートナーシップに基づいて、それぞれの担うべき役割についての認識を共有していくことが重要です。行政が担う公共サービスの内容は、公平・平等等の観点から、基本的には画一的に行われるものであるが、

特に市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進展する中では、もはや行政だけで全ての地域の様々な課題にきめ細かく対応することは困難な状況になっていることも事実であると捉えます。今後も拡大し続ける「公共」を担っていくことができる地域社会の構築は、ふじみ野市にとっても喫緊の課題であり、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた基盤整備は必要不可欠な取組となっています。

2 市民と行政の協働推進に向けた国の取組について

我が国の平均寿命は世界一の水準にあるが、一方では出生率の低下に歯止めがかかることなく少子化が進行し、日本はすでに「超高齢社会」を迎えています。このような人口減少・超高齢化といった課題に対して、国（文部科学省）は、平成24年3月に、報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について～人生100年いくつになっても学ぶ幸せ『幸齢社会』～」を公表し、長寿社会における生涯学習の在り方を示しました。そして、これらの課題に対し、地域社会が自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生の様々な施策が展開されています。

さらに、平成27年12月には、中央教育審議会が「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申し、本市の行政施策の重要な柱として位置づけている「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）」の推進を提言しました。これは、21世紀の日本に相応しい教育体制を構築し、教育の再生を強力に進めていくための会議として設置された「教育再生実行会議」が、地域と相互に連携・協働した活動を展開していくためには、抜本的な方策の推進が必要であるとして、平成27年3月4日に第六次提言として公表した『『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育のあり方について』（第六次提言）に基づくものです。この第六次提言には、次の三点について述べられています。

- 1 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
(方向性・理念)
 - ・生涯で何度でも、学び中心の期間を持つ人生サイクルを実現。
 - ・大学等を若者中心の学びの場から前世代のための学びの場へ。
 - ・社会全体で学びを支援。
 - 2 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ
(方向性・理念)
 - ・多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会へ。
 - ・これまでの考えにとらわれない意識や仕組みの転換を行う。
 - 3 教育がエンジンとなって「地方創生」を。
(方向性・理念)
 - ・「教育」の力で地域を動かす。
 - ・地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる。

そして、これらの取組を円滑に推進していく基盤整備として、平成29年3月に、社会教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われました。社会教育法第5条では、市町村教育委員会の事務として、地域学校協働活動を規定し、連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条6では、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な

支援に関して協議する機関として、学校運営協議会の設置を努力義務化し、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定などの整備が行われました。さらに平成30年12月21日には、中央教育審議会が「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興と地域における社会教育の目指すもの」を答申し、社会教育の意義、果たすべき役割を明確にするとともに、これからの社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等について整理し提示しました。これらの答申内容は、まさに今後の地域における社会教育の在り方を考えていくうえで重要な視点と言うべきものであり、下記に概略的に示した点は社会教育行政の諸施策に的確に反映していくべきものと考えます。

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割 ～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながり・地域づくり～ 多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・ 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・ 人生100年時代の到来、Society5.0 実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つ ＜人づくり＞

- ・ 自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現

＜つながりづくり＞

- ・ 住民の相互学習を通じ、つながり意識 や住民同士の絆の強化

＜地域づくり＞

- ・ 地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題解決

学
び
と
好
活
循
環
の

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

地域社会において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、以下のような観点を中心に、社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある。

- ・ 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
⇒ 社会的に孤立しがちな人々も含めより多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化
- ・ ネットワーク型行政の実質化
⇒ 社会教育行政担当部局で完成させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働
- ・ 地域の学びと活動を活性化する人材の活躍
⇒ 学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化し多様な人材の活動を後押し

社
開
会
か
教
れ
育
の
つ
実
な
現
が
へ
る

また、答申の第2章には、下記のような「社会教育」を基盤とした、人づくり、つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策が示されており、ふじみ野市のこれからの社会教育の在り方に関わる施策を検討していく上で、特に、「市民と行政の協働体制」の構築にあたって多くの示唆を得ることができるものと捉えられます。

＜人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的方策＞

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・ 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学びなど、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・ 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機づけとなり得る成功体験づくり
- ・ 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・ 各地における具体的な取組みの収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・ 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・ NPOや企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・ 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・ 地域の課題解決等に熱意をもって取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・ 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による社会教育士の取得推奨

上記の答申等に見られるように、持続可能な地方創生のためには市民と行政が一体となって「まちづくり」に関わっていくことの重要性が指摘されています。このことは、今日のふじみ野市の状況においても、都市化による居住環境の大きな変化、人口流入に伴う地域の結びつきの希薄化、個人の生活を重視するライフスタイルの進行などによる地域コミュニティの希薄化は例外ではなく、これまで以上に地域のつながりやふれあいによる活力のある地域活動の推進は喫緊の課題であると考えます。また、これまでの市民ニーズの多様化は、社会の成熟化や複雑化、情報化などに伴い増加の一途をたどり、それらの対応が行政の肥大化の要因になってきたとも考えられます。これから先、市民の更なる多様なニーズに行政が対応していくことは、もはや財政・組織・制度上の制約などから困難であることは明らかで、これらの状況を市民一人一人が真摯に受け止め、行政への関わりの一歩を踏み出してもらえる機会を創出していくことが求められます。地域社会が抱える様々な課題について、住民自らが住みよい環境を築き上げていくために、自発的・自立的に取り組もうとする高い自治意識を、どのような学びや活動を通して醸成していけるかが重要な課題であると捉えます。

3 社会教育委員会答申における市民と行政の協働に関わる視点について

昨年度、本市教育長からの諮問を受けて、本会議では、答申内容に「3 ふじみ野市における社会教育の在り方について」、「4 ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について」の中でいくつか取組の視点を明示してきましたが、今後の社会教育に関わる施策の充実に資するためにも、特に、下記の視点についてあらためて整理をして具体的な施策づくりに反映できるようにしました。

◇「3 ふじみ野市における社会教育の在り方について」

(3) ふじみ野市における社会教育の資源（「人材」「事業」「施設」）の活用

①「人材」「事業」「施設」をつなぐ人材の確保

地域社会には、行政のみの取組では十分な効果が期待できない領域が多くあることから、地域住民が当事者意識をもって自主的・自発的に取組むことで、課題解決に向けた展望が開けるものと考えます。今日の地域社会が抱える課題は、超高齢社会や健康問題、消費者問題、防災・防犯等の課題、環境保全やごみ問題、子供の活動支援等の課題であると捉えます。これらの諸課題に対し行政の財政事情を考えると、必然的に住民が主体的に課題解決に取り組む方向性を見出していくことが求められます。そのためには、市民と行政のパイプ役となる資質・能力を備えた人材をどのように育成していくかが重要な課題であり、その育成についての方向性を明確にしていく必要があります。

② 地域のファシリテーター・コーディネーターの育成

これからの厳しい時代に対応していくためには、社会の要請を踏まえ、自分たちの自主的・自発的な意思（住民主導）によって、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていかうとする自治意識の醸成が不可欠となります。そのためには、これらの活動をうまく仕掛けることのできるファシリテーター、コーディネーターの存在が必要であり、人材育成の仕組みと地域資源としての人材確保をどのように図っていくかの具体的な方策を立案していく必要があります。

③ 人材育成のための研修会・講習会の開催

住民主導のまちづくりを推進していくためには、より多くの関係機関や団体に働きかけ、住民を巻き込んでいくことが大切です。そのためには、組織化による継続性と仕掛けによる機動性が発揮できるよう、それぞれニーズに即した研修会や講習会を意図的に計画し、人材育成を図っていく必要があります。これまでの社会教育活動の課題として、市民のニーズ等の把握といったマーケティング調査に、あまり重きが置かれていなかった点は否めず社会教育が目指す方向性のズレも、そのことに要因があったのではと考えます。やはり、市民ニーズに即した活動を発展させていくためには、住民の生の声に応える地域発の事業の充実を図っていくべきであり、そのためにも、まちづくりのマネジメントサイクルをしっかりと踏まえた研修会・講習会等を企画していく必要があります。

- ・ マーケティング：聞き取り等の調査を通して、地域の現状を把握する。
- ・ ラーニング：学習と討議・交流を通して課題を発見し、解決策を練る。
- ・ アクション：計画に従い課題解決に向けて実践し、地域に新しい風を起こす。
- ・ チェック：実践を振り返り、活動の成果と課題を共有する。

◇「4 ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について」

(2) これからの社会教育活動のアクションプラン（概念図2）別添資料

・ 生涯学習の更なる充実

人生100年時代は、教育・雇用・退職後といったこれまでの伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージモデル（複数のキャリアをもって、自分探しの期間、サバティカル休暇などを設けながら、意識的に自分の在り方を決定していく。）に変化していることを認識して、その変化に対応できる学びの構築

が求められていると言われます。この点からも、教育行政には生涯学習の充実に関わる施策をどのように計画・実行していくかが問われています。

・ **市民人材の育成**

生涯学習における学びは、ただ誰かに教えられると言った受け身的なものではなく、共に学ぶ仲間（参加者）との試行錯誤の中で、さらに自分自身との対話を通して学ぶといった「参加型学習」を推進していくことが重要です。参加者がその学びの場でのつながりを深く実感することができれば、どんな問題であっても他人事ではなくなり、必然的に当事者意識を育むことになります。このような参加型の学習を推進していくためには、各地域におけるリーダーの育成が不可欠であると考えます。人材を求める行政と活動に参加・参画しようとする住民やボランティアをつなぐ役割を担うコーディネーター的役割を果たせる地域人材の育成は欠かせないものであり、どのような人材育成の方策が立案できるかが問われています。

・ **地域への参画意識の向上**

行政には、市民との協働推進を意図した様々な委員会が設置されていますが、これまでは事務局等が提示する原案の承認的な役割になっていなかったかを再考する必要があります。課題解決に向けた活動を進める上で大切なことは、参加・参画する市民が思い描くベクトルを合わせることです。自分たちが参画し主体的に活動したことで、成果や効果を得ることができたという経験が蓄積できれば、住民の参画意識の向上となります。どんな施策でどのような活動が展開できるか問われています。

・ **官民連携のネットワーク推進**

大学と社会教育施設の連携は、平成 14 年に文部科学省が地域貢献推進特別支援事業を開始したことで、大学の社会貢献活動への関心が急激に高まり、本市においても様々な連携が推進されています。このネットワークの推進におけるメリットは、相互に新たな資源を得ることができ、それらの資源を出し合って新たな教育・学習活動を作り出し、それを共有の活動とすることができることです。今後、さらに地域大学の資源を社会教育施設に提供してもらい、また、社会教育施設の資源を大学に提供するなどの取組みを一層推進していく必要があると考えます。よりよい連携をするにあたっては、その窓口や連携の可能性の判断をどのようにすればよいかなどを明確にしていくことが問われています。

(3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割（概念図 3）別添資料

これまでの学校は、独特の学校文化・制度の下で学校改革が進んでいないことが指摘され、学校運営の仕組み自体を大きく変えようと制度化されたのが学校運営協議会（コミュニティ・スクール）です。この学校運営協議会の委員は、地教行法第 47 条の 5 において、その学校が立地する地域の住民、在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他教育委員会が必要と認めるものとなっています。そして、学校運営協議会の役割は、① 学校運営の基本方針等を承認すること。② 学校運営全般にわたって意見を述べる権限を持つこと。③ 学校における教職員の採用など教員人事について意見を申し出ることができる。といった 3 つ権限が規定されています。

これまでの学校評議員制度は、校長の求めに応じて意見を述べるサポーター的役割のようでしたが、コミュニティ・スクールは、**地域の人々が責任と権限をもって地域の学校運営に参画しようとする制度**です。それは、平成 23 年 7 月に、文部科

学省の学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議の報告書「子供の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」において、「地域に開かれた学校」を越えて「地域とともにある学校」を提案されていることから明らかなです。また答申では、学校が「子どもの学びの場」とどまらない学校にしていく新たな視点として下記の点を明示しており、これらの取組の具体的な方策が問われています。

①「大人の学びの場」となる学校にしていく必要がある。

学校には、多様な「大人」が学校運営に関わってくる。こうした活動を通して地域の「大人」たちがお互いに学習し、成長できる場となる。

②「地域づくりの核」にしていく必要がある。

学校が地域の活動の拠点となる仕掛けを組み入れることで、地域コミュニティが結びつきを深める場、つまりは地域コミュニティの核となる。

今後、学校と地域の連携・協働を円滑に推進していくためには、必要な組織、人員や機能を備えた体制づくりが課題となります。本市では、すでに市内14校で地域協働学校の取組が推進されており、「地域とともにある学校」づくりは、今後のふじみ野市まちづくりにおいて、市民と行政が連携・協働する活動の核として位置づけられる重要な取組となります。

4 市民と行政の協働を推進していくための社会教育行政施策について

先の答申において、「これからの社会教育活動のアクションプラン概念図2」で、「アクション1 生涯学習の更なる充実」「アクション2 市民人材の育成」「アクション3 地域への参画意識の向上」「アクション4 官民連携ネットワーク推進」「アクション5 持続可能な社会教育の創造」の5つの取組の重要性を提示しました。そこで、この5つのアクションプランに関わる具体的な取組として、下記の施策1から施策12を掲げそれらの取組を通して、市民と行政の協働の推進と本市の社会教育のより一層の充実に資するよう提言します。

◇ アクションプラン1「生涯学習の更なる充実」

施策1 マルチステージに対応する学びの場の充実

日本は、終戦の人生50年といわれた時代からおおよそ30歳も平均寿命が延びて男女とも世界有数の長寿国になっています。一方、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達する2025年問題に代表されるような超高齢社会への対応が喫緊の課題として取り上げられています。我が国は、総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合の高齢化率が7%を超えた高齢化社会に入ったのは1970年でわずか24年後の1994年には高齢社会に入りました。現在は、すでに高齢化率は27%を超えて65歳以上の高齢者の割合は4人に1人となっています。これからの日本においては、100歳まで生きることは全く珍しいことではなく、「人生100年時代」の到来は、自分たちに関係のない先の話でもなく、まさに今を生きる自分たちに関わる問題といった認識に立って、社会に変化に対応していく資質・能力を培っていくことが問われています。このような時代に生きていくためには、従来のような「教育・仕事・老後」といった3ステージの人生ではなく、特に、仕事を引退してからの最後のステージをより充実したものとしていくためにも、もっと多くの学びや経験ができるようなマルチステージの人生が求められています。そのためにも、市民が新しい知識の獲得や思考様式を模索し、新しい視点で社会や物事を見ていくスキルをしっかりと身に付けていくことのできる学びの場の構築が必要です。

施策2「Society5.0」に対応した新時代の学び『学校Ver3.0』の推進

文部科学省は2018年6月に報告書「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」を発表しました。その公表資料では「学校Ver3.0」として（「学び」の時代）を掲げ、AIやビッグデータを活用し、生徒一人ひとりに最適化された学びを実現するとしています。そして、AIやIoTと共存していく社会の中で、人間ならではの能力として、①文章や情報を正確に対話する力、②科学的に思考し・吟味し活用する力、③価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探求力」が共通して求められるとしています。さらに、このような力を育むためにも、学校がこれまでの一斉一律の授業のみならず、個人の進捗や能力等に応じた「学びの場」となること。同一学年集団の学習に加えて、異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していくなど、「学びの在り方」の变革を打ち出しており、日本の教育の在り方そのものが、学校1.0の「勉強の時代」、学校2.0の「学習の時代」、学校3.0の「学びの時代」へと大きな転換を迎えているとしています。現在、「教育改革2020」が「生きる力、学びの先へ」をキャッチコピーとして進行しており、新学習指導要領に基づき小学校3年生からの外国語活動、プログラミング教育の新たな導入、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を重視したカリキュラムの大幅な改正が行われています。これらの教育改革に則した具体的な支援をしていくためにも、社会教育の果たしていくべき役割の明確化が必要です。

施策3 市民協働の基盤となる公民（市民）意識の涵養

新学習指導要領中学校社会科では、「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が改訂の基本方針として示され、「社会参画」という観点が盛り込まれています。この『社会参画』の観点の基は平成18年12月に成立した改正教育基本法であり、第2条「教育の目的」に、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことが明記されています。この条文の「公共」については、平成15年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」の中に、「人は一人で独立して存在できるものではなく、個人が集まり『公共』を形づくる」とあります。また、同答申には国民が国家・社会の一員として「法や社会の規範の意義や役割を学び、自ら考える」ことや「自由で公正な社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神を涵養する」とあり、人権問題や平和の問題を含め義務教育段階からの公民的資質の育成が求められており、社会教育段階においてもそれらを継続して公民（市民）意識の涵養を図っていくことができる学習機会の整備・充実が必要です。

◇ アクションプラン2「市民人材の育成」

施策4 市民協働の人材を育成する市民大学・高齢者大学等の活動の充実

本市は、平成28年3月に、市民一人一人の持つ力をより一層高めるため、また、地域ニーズに対応した適切な取り組みを着実に実施するための学びの機関として、「市民大学ふじみ野」を設置し、『市民の学び 地域の学び 知の好循環』を基本理念として、「市民」と「地域」「市民大学ふじみ野」が連携を図り、有機的に結合することで、地域課題の解決方策の提案、実践する人材の育成を図り、「知の好循環」を目指すとしています。このような市民協働の人材育成に視点を当てた学びを積極的に推進していくことで、目的意識を持った地域人材の育成が期待できます。本市においては、この「市民大学ふじみ野」の所管は協働推進課であることから、社会教育課として地域に必要な人

材を育成していくためには、協働推進課とそれぞれの講座の企画検討において密接な連携が求められます。また、平成 31 年 4 月からは、これまで公民館で開催していた高齢者大学も「昭和 100 年大学」として、高齢者がいつまでも元気に社会参加をして豊かな人生が送れるよう新たな学びの場としてスタートしています。行政と関わり諸活動の中心的役割や調整役（ファシリテーター）を担う人材育成の計画的な推進が必要です。

施策 5 まちづくりに関わる地域人材の登録制度の確立

本市では、平成 28 年に市の会議などの委員として、多くの市民に参加をしてもらうために、「ふじみ野市まちづくり人材登録制度」を設置していますが、地域課題が多様化する中で、地域住民の生活を向上させるためには、その地域の課題解決に向けた取り組みが不可欠になります。それぞれの地域には、これまでの経験の中で蓄積してきた知識・能力を蓄えた団塊の世代が多く居住しており、その知識・能力を地域課題解決のために還元できるような仕組みづくりや支援体制を整備することで、市民協働を大きく前進させることが期待できます。そのためには、地域における学びや活動の推進力となるコーディネーターの養成が求められます。平成 29 年 3 月に実施された「ふじみ野市生涯学習に関する市民アンケート調査」でも、生涯学習の成果を地域で生かしていきたいかの設問に、「機会があれば、生かしていきたい。」が 54.2%、「積極的に生かしていきたい」が 3.8%で、約 6 割の方が「生かしたい」と回答されています。このことから、地域での学習や活動を通して蓄積・育成される人材や情報、あるいはノウハウといった学びの成果が生かせるような仕組みづくりは重要な課題です。「市民大学ふじみ野」や「昭和 100 年大学」等での学びの充実を図るとともに、そこで育成された人材を組織化して地域に還元できるような人材登録制度の確立が必要です。

◇ アクションプラン 3 「地域への参画意識の向上」

施策 6 地域課題解決に対応した学習講座の構築

それぞれの地域に居住する市民には、地域に関わりたい気持ちがあっても、そのきっかけがなくて二の足を踏んでいる人たちが多くいます。その人たちの中には地域課題解決に必要な知識・能力を有していながら何ら生かされずに眠っているとすれば、それは市民と行政の連携・協働を推進していく上で大きな損失となります。しかし、地域の活動にあまり関わってこない人に、勢い地域課題の解決に参画するよう呼びかけても、なかなか参加しづらい面があるとも捉えられます。まずは市民の関心度の高いテーマを設定し、できる限り自分の興味・関心のある講座に参加できるようにしていくことが求められます。市民へのアプローチとして大切なことは、個人の関心事をきっかけにして地域との接点づくりをどのように企画できるかであると考えます。学習や活動に関わるきっかけができれば、そこでの自分と共感できる人との出会いなどにより地域社会への関心はさらに深まり、いわば個人から組織としての活動になることで、課題意識を持った協働の推進が可能となってきます。そのためにも、行政が市民の社会参画を促すことのできる講座の設定や仕組みづくりを構築していくことが必要です。

施策 7 まちづくりの核となる地域協働学校の推進

本市は、「共育」を通じて学びの好循環を生み出す拠点として「地域協働学校」を位置づけ、すでに市内 14 校に学校運営協議会を設置して推進されています。平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域と学校が相互に連携・協

働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進していく必要があると提言しました。さらに、平成 29 年 3 月に公示された「新学習指導要領」においても、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、「社会に開かれた教育課程」が重要であるとし、学校教育を学校内に閉じずに社会と共有しながら、連携・協働していくことを重要視しています。まさに、「地域協働学校」は、保護者や地域住民はもとより地域の諸団体・機関、民間企業等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指していく活動になります。そのためには、地域と学校をつなぐ役割を担う「地域学校協働本部」の体制整備や地域学校協働活動推進員等の確保が不可欠です。今後においては、学校運営協議会制度の導入によるコミュニティ・スクールと社会教育体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として、一体的に相乗効果を発揮できるような組織の充実を図っていくことが必要です。

◇ アクションプラン 4 「官民連携ネットワーク推進」

施策 8 円滑な協働推進のための市民・行政のネットワーク構築

地域で活動する人や団体が、行政と協働して事業を行う場合、当然のことながらそれぞれの立場で得たい情報があり、それらの情報交換が効果的に行われることで、よりよい事業展開につながっていくものと考えます。そのためには、市政運営やまちづくりの指針となる基本構想、基本計画、実施計画等の体系や活動の目的、意義、目標等について、市民や団体との相互理解を図り、その事業を協働で推進していくことの有効性を共有していくことが重要となります。単にその事業のためではなく、日ごろからのネットワーク化と定期的なネットワーク会議などの交流をすることで、より効果的な協働推進を図ることが可能となります。生涯学習社会における社会教育行政を推進していくためには、行政は様々な市民や機関・団体と多様なレベルでの連携が不可欠であり、行政が主催する講座などをきっかけとしながら、それらの参加者が主体的・意欲的に関わろうとする学びの充実を通して、円滑な協働推進のためのネットワークを構築していくことが必要です。

施策 9 「学び」と「活用」の循環を目指す学びの場のネットワークの形成

生涯学習では、より質の高い学びを生涯にわたって継続できる環境整備が求められており、市民にはあらゆる学びの場や機会を利用して、主体的に学習し自らの能力を高めるとともに、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが期待されています。「人生 100 年時代」の到来を迎えている現在にあっては、全ての市民が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍できるよう必要な知識・技能の取得、あるいは知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進等に資するための生涯学習の推進・充実は今日的な課題になっています。市内に 3 館ある公民館や生涯学習施設は、市民が自発的に人間関係を育む場であり、様々な学習活動が活発に行われていますが、他団体やグループとの横断的なつながりや交流の面では課題が見られます。社会教育の拠点でもある公民館には、このような人たちを効果的につなぎ、それぞれの市民が学びの成果を生かして社会に参画し、持続可能な地域コミュニティの形成や活性化に貢献できるような支援が求められます。また、様々な学習機会を提供していくためには、他の部局や機関・施設との連携の強化とともに、学びの場における連携・協働を推進していくネットワークの形成が必要です。

◇ アクションプラン5「持続可能な社会教育の創造」

施策10 地域の社会教育資源の掘り起こしと活用の推進

地域社会には、様々な職業や経験を通じて培った優れた資質や能力を持っている市民が多く存在しています。これらの人々の専門的な知識や技術などを社会教育や学校教育の分野で効果的に活用することで、教育活動の多様性とその質の向上が期待されます。しかし、実際にはこれらの人々の支援を受けたくても、どこにどのような専門的知識や能力を備えた人々が存在しているか分からず有効に活用できていない状況にあると捉えます。生涯学習の視点からそれらの人材を掘り起こしてリスト化するとともに、講座や研修の受講後、学んだ成果を有効に活用する仕組みを整えることで、新たな人材を確保することも可能となります。また、地域の社会教育資源は、単に人材だけではなく地域の産業、文化、自然など多岐にわたっており、それらを活用して学びの効果を上げるためには活用の手引きや相談窓口などの整備が求められます。特に、本市が教育行政の最重要課題として位置づける「地域協働学校」の円滑な推進のためにも、地域社会の多様な人材やその他の教育資源が持つ教育機能を有効に活用することを求めています。各部署等が有する地域資源や人材バンク、講師リストなどの一本化を社会教育が担い、誰もが活用しやすいシステムの構築が必要です。

施策11 郷土愛を育む地域の歴史学習と文化の創造を促す活動の充実

地域に残る貴重な歴史や文化資源に関する学びを通してその価値を知することは、市民の郷土愛を育む上で大切な活動です。また、それらの歴史文化を将来に継承していく活動は、より一層の郷土愛を深める取組になります。本市は、人口減少社会にあっても交通等の利便性の良さから新しい住民が流入しており、地域コミュニティを形成していく上でも、新住民がその地域の歴史に関心をもち、地域活動に参画できるようにしていくことは、社会教育の役割として重要な課題です。本市には、旧大井町には大井郷土資料館、旧上福岡市には上福岡歴史民俗資料館、福岡河岸記念館、さらには国登録有形文化財級大井村役場があり、いずれもそれぞれの地域にとって貴重な学びの場であり文化財です。地域住民が、先ずは、我が地域を知るきっかけとなる講座や各地域に残る伝統・伝承文化に触れ親しむ機会づくりが大切です。特に、伝統・伝承文化はその地域に残る特有のものであり、それらを学ぶことは地域を理解する上で重要な取組となります。今日においては、それらの伝統・伝承文化の継承が困難な状況にあることから、それぞれの継承者との連携を図りながら、次への継承者を育成していくための学びを充実させていく取組が必要です。

施策12 社会教育の充実に取り組む専門家の育成と推進チームの形成

社会教育主事は、法的には都道府県及び市町村教育委員会事務局に必置の社会教育の専門職です。平成8年当時の設置率は全国平均で85.2%と高い数値でしたが、派遣社会教育主事制度の廃止と自治体の財政状況などから、市町村の設置率は年々減少傾向にあります。しかし、平成30年12月に中央教育審議会から答申された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、「社会教育主事は…(略)…社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導…(略)…を通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。今後は、更に『学びのオーガナイザー』としての中心的な役割を担っていくことが求められ、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力を発揮し、取組全体をけん

引する極めて重要な役割を担うことが期待されている。」と、その役割の重要性に触れています。

平成 30 年 2 月には、文部科学省令が改正され、新しく汎用性の高い「社会教育士」の道も開かれたことから、教育委員会のみならず自治体のあらゆる部署や NPO 団体、地域、企業等で積極的に取得することを推奨し、専門性をもった多くの人材の育成とそれらの人材を活用して、社会教育を積極的に推進するチームの形成が必要です。

まとめ

ふじみ野市における市民活動支援センターに登録されている NPO 法人・市民活動団体は、平成 30 年 9 月で 123 団体の登録があり、その中でも保健・医療・福祉の増進、まちづくりの推進、子供の健全育成、学術・文化・芸術・スポーツの振興の分野に多くの団体が登録されています。一方、社会教育の推進に関わる活動分野については 3 団体であり、地域活動の推進に関わる組織形成が不十分であることが捉えられます。ただ、公民館活動を主体とする社会教育団体については、社会教育に関わる登録団体として掌握されており、これからの生涯学習の振興・充実を考えていくためには、それぞれの部課所等の団体が、「みんなで創るふじみ野市」の大きな枠組みの中で横断的な結びつきを図り、相互に活用できるような組織形成を図ることが重要と考えます。

本市の市民と行政の協働を円滑に推進し、よりよいまちづくりを目指して地域の様々な課題に具体的に対応していくためにも、市内各団体によるネットワークづくりは喫緊の課題であり、市民が主体となったまちづくりの推進に不可欠なものです。市民活動をリードしたりコーディネートできる人材育成とともに、様々な団体の有機的・効率的な活用ができるシステムの構築は、参画と協働のまちづくりの実現に向けた基盤となるものと考えますので、これらを踏まえた社会教育行政施策の充実に寄与されますことを期待いたします。

資 料 編

1. 市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について
(諮問書の写し)
2. 審議の経過
3. ふじみ野市社会教育委員会議委員名簿
4. 平成31年1月21日【答申】
「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」抜粋資料
(2) これからの社会教育活動のアクションプラン(概念図2)
(3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割(概念図3)
5. 前回の答申と今回の答申の関連について 参考資料
6. これからの社会教育が担うべき役割 専門委員会資料

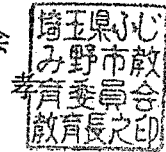


【資 料】

令和元年6月27日

ふじみ野市社会教育委員会議
議長 斎藤 宏 様

ふじみ野市教育委員会
教育長 朝 倉



市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について（諮問）

本市においては、今年度、ふじみ野市教育振興基本計画の最終年度を迎え、第2期教育振興基本計画の策定を行います。昨年度社会教育委員会議からいただいた答申を踏まえ、当該計画に具体的な施策を位置づけていくことを検討しております。

答申では、市民が多様化する地域社会の課題を主体的に学び、解決していく力をつけることを重要視し、そこで期待される社会教育の重要性を再認識すべきとした上で、地域課題を的確に捉え、市民が相互に学び、話し合える場の提供及び具体的な学習支援や対応ができる職員体制や専門性の確保、さらには、新たに導入される社会教育士の活用も含め、ふじみ野市のもつ資源（人、事業、施設）をつなげ有効に活用していくこと、そのために、地域におけるファシリテートやコーディネートの役割を担える地域人材の育成や発掘が必要ということが述べられました。

また、行政分野間の連携不足も指摘されており、社会教育課と学校教育課との連携をさらに強め、生涯学習を所管する協働推進課及び文化・スポーツを所管する文化・スポーツ振興課との連携をとりながら、答申で受けた課題と提案を実現させていくための具体的な施策の検討、展開が望まれています。

については、市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実に向けた、施策の構築について諮問いたします。

なお、答申は、令和元年9月30日までをお願いいたします。

2. 審議の経過

令和元年 6 月 27 日	第 2 回社会教育委員会議	教育長より諮問書を受理。今後の会議の進め方について協議。専門委員会を発足。
令和元年 7 月 4 日	第 1 回専門委員会議	社会教育の問題点を抽出し、 <u>専門委員会資料</u> として作成。
令和元年 7 月 12 日	第 2 回専門委員会議	答申案のまとめ方について協議。
令和元年 8 月 7 日	第 3 回専門委員会議	答申案の内容について協議、修正。 専門委員会終了後、教育長へ中間報告。
令和元年 8 月 30 日	第 4 回専門委員会議	最終答申案の作成。
令和元年 9 月 5 日	第 3 回社会教育委員会議	専門委員会の進捗状況を報告及び協議。
令和元年 9 月 19 日	第 5 回専門委員会議	答申素案について協議、内容確認。
令和元年 9 月 26 日	第 4 回社会教育委員会議	答申素案について協議、答申書の確定。

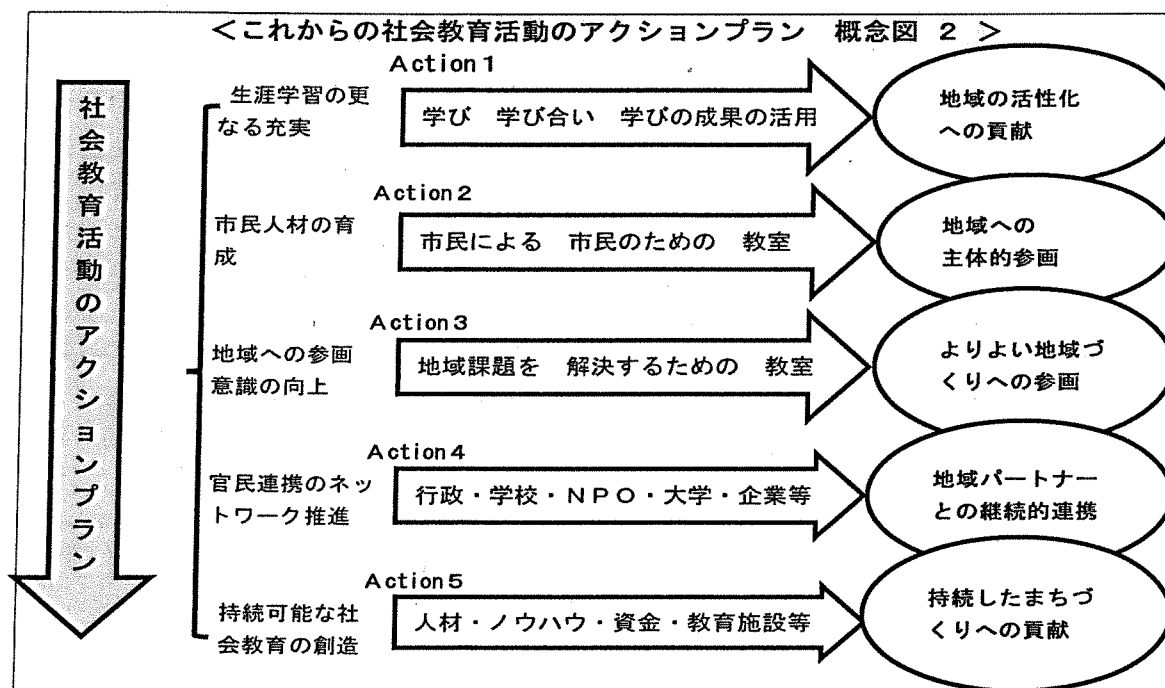
3. ふじみ野市社会教育委員会議委員名簿

No	選出区分	加 盟 団 体 等	氏 名	専門委員会
1	社会教育関係者	ふじみ野市地域文庫「つつじ文庫」	中窪由香理	○
2		公民館運営審議会	郡司 お新	○
3		上福岡歴史民俗資料館友の会	射田 昭男	
4		ふじみ野市体育協会	郷 秀樹	○
5		川越人権擁護委員協議会	千葉 信	○
6		NPO 法人ふじみの国際交流センター	江 科	
7	学校教育関係者	ふじみ野市校長会（鶴ヶ丘小学校長）	榎本 崇	
8		埼玉県立ふじみ野高等学校	品川 秀人	
9	家庭教育関係者	ふじみ野市 PTA 連合会	吉田 武陽	
10	学識経験者	男女共同参画推進審議会	斎藤 宏	オブザーバー
11		前ふじみ野社会教育委員	古川 惣一	○
12		文京学院大学	湯浅 典人	
13		淑徳大学	佐原太一郎	
14	公募委員	公募委員	大久保昭男	○

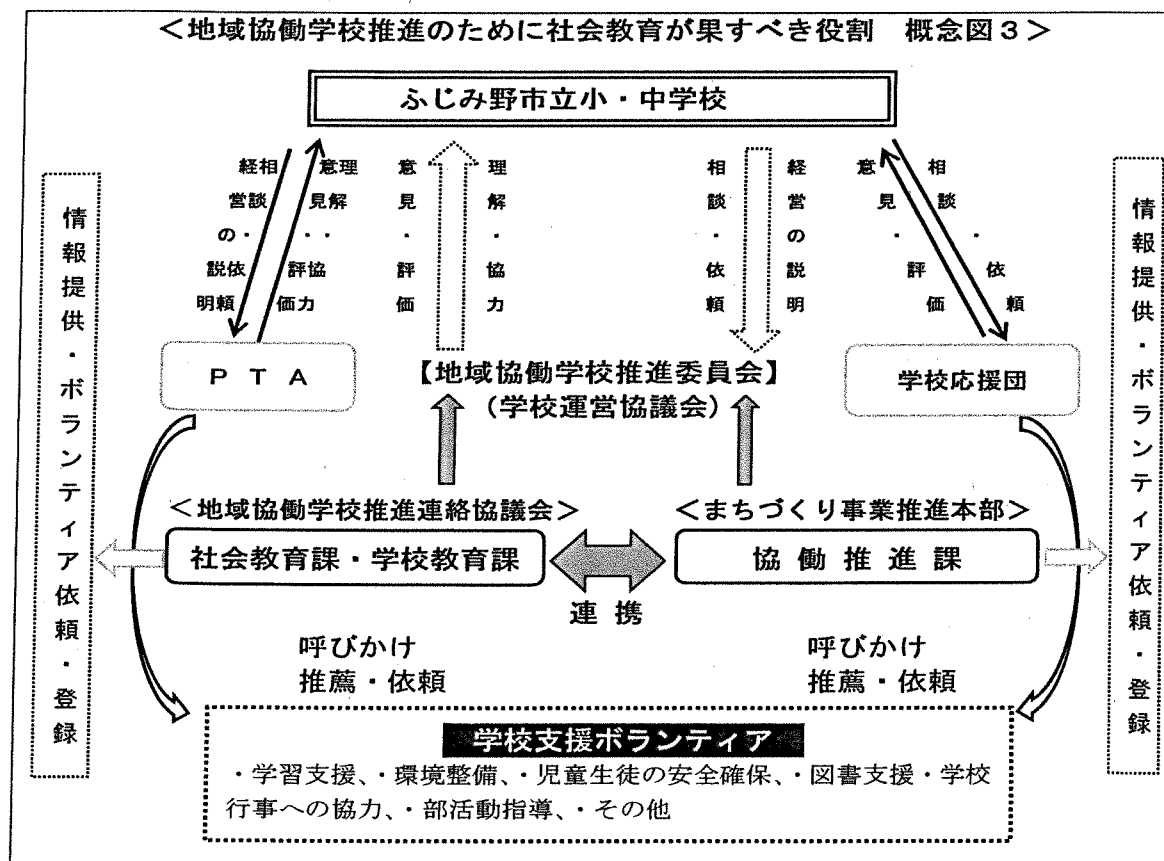
4. 平成31年1月21日【答申】

「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」抜粋資料

(2) これからの社会教育活動のアクションプラン（概念図2）

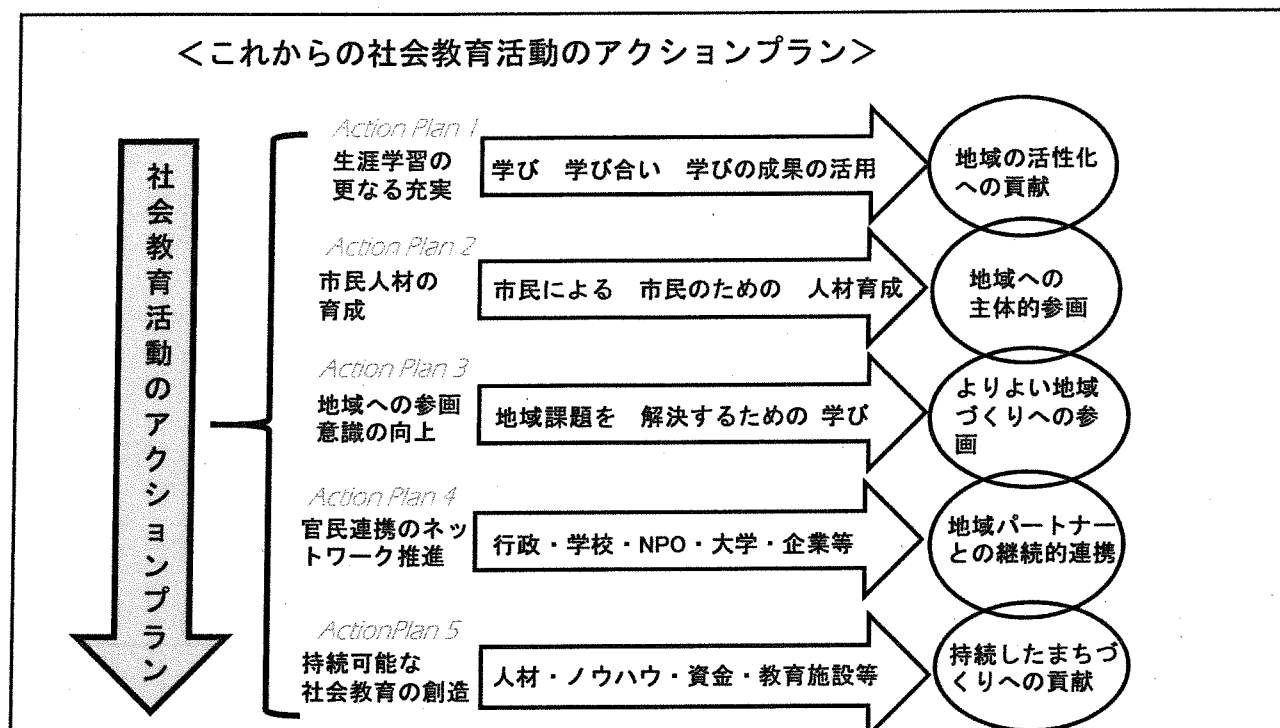
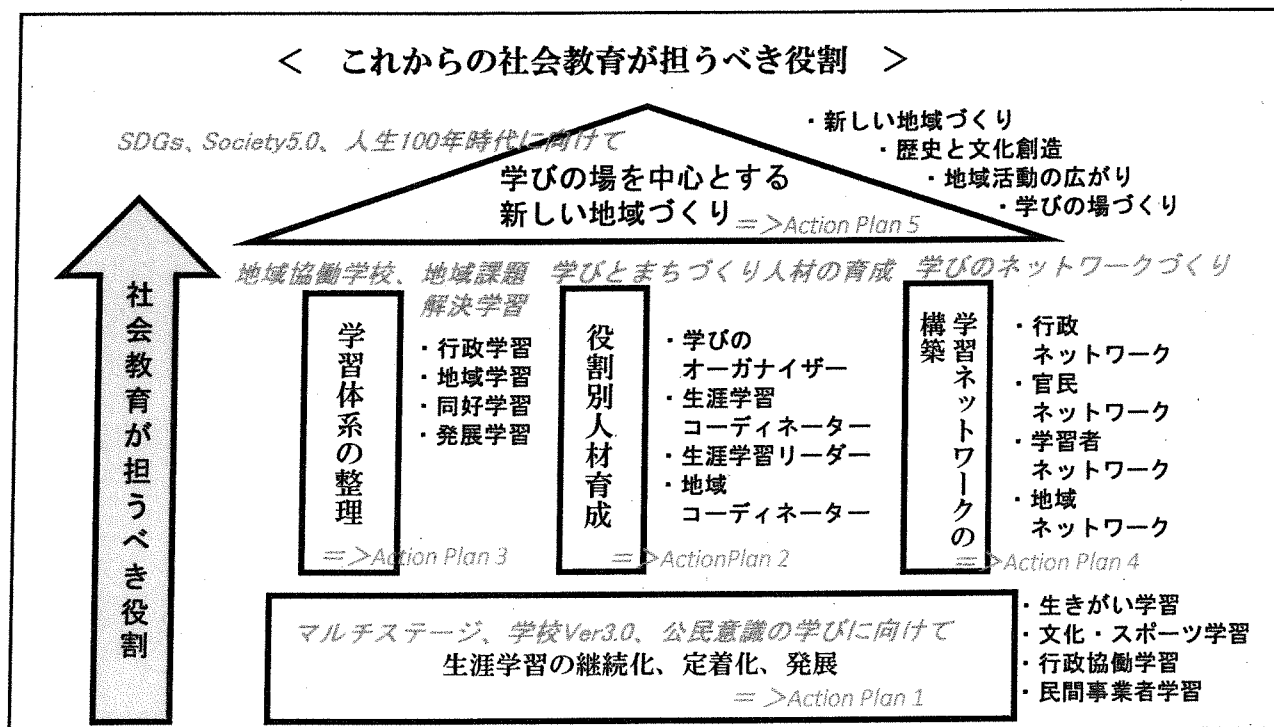


(3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割（概念図3）



参考資料

前回の答申と今回の答申の関連について



市民と行政の協働を基盤とする、
これからの社会教育のアクションプランと施策について

Action Plan 1 生涯学習の更なる充実

- 施策 1 マルチステージに対応する学びの場の充実
- 施策 2 Society5.0に対応した新時代の学び学校Ver3.0の推進
- 施策 3 市民協働の基盤となる公民（市民）意識の涵養

Action Plan 2 市民人材の育成と活用

- 施策 4 市民協働の人材を育成する市民大学・高齢者大学等の活動の充実
- 施策 5 まちづくりに関わる地域人材の登録制度の確立

Action Plan 3 地域への参画意識の向上

- 施策 6 地域課題解決に対応した学習講座の構築
- 施策 7 まちづくりの核となる地域協働学校の推進

市民と行政の協働を基盤とする、
これからの社会教育のアクションプランと施策について

Action Plan 4 官民連携のネットワークの推進

- 施策 8 円滑な協働推進のための市民・行政のネットワーク構築
- 施策 9 「学び」と「活用」の循環を目指す学びの場のネットワークの形成

Action Plan 5 持続可能な社会教育の創造

- 施策10 地域の社会教育資源の掘り起こしと活用の推進
- 施策11 郷土愛を育む地域の歴史学習と文化の創造を促す活動の充実
- 施策12 社会教育の充実に取り組む専門家の育成と推進チームの形成

これからの社会教育が担うべき役割

これからの社会教育活動のアクションプラン

地域人材の発掘と育成

- ・地域協働学校における地域人材の発掘と育成
- ・人材育成の研修、講習の必要
- ・人材、事業施設の活用・各種団体の高齢化でサークル活動の継続が困難になっている

定年退職した人だけでなく、高校生、現役の人
も巻き込んで人材育成

何のための人材か？

- ・マルチステージの学び
- ・地域協働学校
- ・歴史や文化を伝える人

ふじみ野市における
社会教育の資源。
企業や大学も含めた
資源

地域協働学校への 社会教育の関わり方

- ・地域協働学校推進のために社会教育が果たす役割

地域協働学校は戦術
の一つ。活躍の場は他
にもたくさんある

公民（市民）意識の涵養

- ・地域への愛着、帰属意識や地域の将来像を考えられる心を育てる

現代的な地域課題
に関する学習支援
の方法

地域の人の
活躍の場

まずは、行政間の協働が先。
それから市民に繋げて
いく

行政と地域の連携

- ・地域のネットワーク、市民と行政のネットワークを作り上げていく

首長部局と教育委員会の
社会教育における
二重構造

公民館は学びの場

- ・個人の趣味に依る場ではだめなのか？

マルチステージをイメージ
できるような学び直し
をどうするか

集会所、分館を学びの場に。
住民の交流の大きな
拠点となる

勉強に興味のない高齢者に
何で学ばなければならぬ
のかを理解してもらおう

どうやって「学び」を
意識づけていくのか

地域、家庭、学校
に関わっていない人
をどう誘い出すか